

諮問日：平成29年4月3日（平成29年度（最情）諮問第1号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）答申第12号）

件名：業務完了報告書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「70期司法修習生用教材等の仕分け等及び運送業務に関する業務完了報告書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、業務完了報告書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年1月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

不開示部分のうち郵便番号、住所（特に都道府県及び市区町村）及び伝票番号については、宛名を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないから、不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書の別添書面には、司法修習生個人に関する情報が記載されており、司法修習生ごとに各行に記載された情報のうち郵便番号、宛名、住所及び伝票番号に関する情報全体が一体として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

郵便番号及び住所については、一体として個人識別部分に当たると考えられる。また、伝票番号については、運送担当業者に問い合わせるなどして得られ

る情報と合わせることにより、個人の識別が可能となる場合が考えられる。したがって、郵便番号、住所及び伝票番号は、宛名と一体として個人識別情報であり、その情報全体が個人識別部分に当たるから、部分開示をすることはできない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月30日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、司法修習記録等の仕分け等及び運送に関する業務完了報告書であり、そのうち別添書面は、整理番号、郵便番号、宛名、住所①、住所②、伝票番号及び集荷日の各欄によって構成されていること、また、原判断において不開示とされた部分には、司法修習生の郵便番号、氏名及び住所並びに当該司法修習生に対して司法修習記録等を発送した際の伝票番号が記載されていることが認められる。

見分の結果を踏まえて検討すると、本件対象文書の別添書面のうち不開示部分には、いずれも司法修習生個人に関する情報が記載されているから、その記載部分は、全体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号イからハまでに相当する事情は認められない。

苦情申出人は、本件対象文書の別添書面の不開示部分のうち郵便番号、住所（特に都道府県及び市区町村）及び伝票番号については、宛名を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないと主張する。しかし、不開示部分のうち郵便番号及び住所については、一体として個人識別部分であることが明らかである。また、伝票番号についても、運送担当業者に問い合わせ

るなどして得られる情報と合わせることにより，個人の識別が可能となる場合が考えられるという最高裁判所事務総長の説明する内容が不合理とはいえず，個人識別部分と認められる。よって，本件対象文書のうち苦情申出人が開示を求める部分について，取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

- 2 以上のとおりであるから，原判断については，本件対象文書の別添書面のうち不開示とした部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人